

閣 郵 委 第 8 号 の 1  
平成 2 9 年 2 月 2 2 日

金融庁長官  
森 信親 殿

郵政民営化委員会

委員長 岩田 一政

郵政民営化法第 1 1 1 条第 8 項等の規定に基づく内閣府令・総務省令案  
について（意見）

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付け金総第 1 1 5 3 号・総情貯第 2 4 号をもって意見を  
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

閣 郵 委 第 8 号 の 2  
平成 2 9 年 2 月 2 2 日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵政民営化委員会

委員長 岩田 一政

郵政民営化法第 1 1 1 条第 8 項等の規定に基づく内閣府令・総務省令案  
について（意見）

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付け金総第 1 1 5 3 号・総情貯第 2 4 号をもって意見を  
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。